



# 議会だより



【体験教室「冬のかまくらづくり体験」（令和8年1月24日開催）】

## — 内 容 —

### ◇令和7年第4回積丹町議会定例会 一般質問

- ① 移住・定住対策について……………2～6
- ② 独居高齢者対策について……………2～6
- ③ 一連の熊騒動について……………6～9
- ④ 北海道中央バスの「高速しゃこたん号」廃止  
に係る対策について……………10～12
- ⑤ 聴力低下への取組みと利便性の向上について…12～15
- ⑥ 住民への案内や情報提供等の発信について…12～15

- ◇意見書の提出……………16
- ◇委員会活動……………17
- ◇議員活動
  - 北後志町村議会議長会道外視察研修……………18
- ◇議会の主なる動き……………19
- ◇議会一口メモ……………19
- ◇積丹町議会・委員会出席状況……………20
- ◇編集後記……………20

発行 積丹町議会  
編集 議会広報編集特別委員会

# 令和7年第4回積丹町議会定例会

令和7年第4回積丹町議会定例会が12月16日に招集され、報告1件、議案10件、意見案1件が審議され、12月18日に閉会しました。

## 一般質問

記載の一般質問は要約しています。

### ① 移住・定住対策について ② 独居高齢者対策について

岩本幹児 議員



① 美国地区における店舗の廃業、閉鎖、野塚小学校の廃校、空き家・廃屋の急激な増加など、過疎化が容赦なく進み、地域の疲弊がますます深まっている大きな要因の一つは、人口減少問題だと思います。

前回の決算審査特別委員会でも質問しましたが、その対策の一つ

として移住・定住対策に積丹町は積極的な力を入れていくべきではないかと思っております。令和6年度の決算資料によると、東京23区から町内法人への就業世帯に最大130万円助成される移住支援金利用者はゼロ、積丹町生活をちょっと味わいたい移住体験住宅利用者は2人で、それも夏季期間のみ、就農準備等で少し長く暮らしたい定住促進住宅は利用者ゼロなど、急がれる課題であると思われませんが、移住・定住の成果は全く上がっておりません。町のこの問題に対する本気度がいまいち足りないのではないかと思います。

どのようなお考えでしょうか。積丹町に移住・定住したいと思っても、仕事がない、冬期間の生活が厳しい等々、問題山積で大変厳しい状況にあり、移住・定住といってもそう簡単なことではないことも充分にわかりますが、将来の積丹町の人口推計などを考えても、もつと前へ進めていただきたい施策であると思いますが、今後、何か新しい施策を考えているかどうか、町長のお考えをお伺いいたします。

② 予算審査特別委員会等で何度か質問しておりますが、現在、積丹町の高齢者比率は何%で、独居高齢者で介護認定を受けている方は何名いるのでしょうか、介護認定制度区分でお知らせ下さい。

また、独居高齢者で訪問介護サービスを受けている方は、以前は7名とのことでしたが、その後増減と現在の人数はどうなのでしょうか。

また、令和7年4月から、積丹町社会福祉協議会が訪問介護サービスを打ち切ったことにより、町外事業者等のサービスを受けることになったと思われませんが、スムーズに移動になったのか、また

困った方はいなかったのでしょうか。

「高齢者がいつまでも住み続けることができる町づくり」を掲げる積丹町としては、このような厳しい状況の中で、独り暮らしを続けている独居高齢者に対し更なる安心感を持たせるために、今後いろいろな施策の充実に努めていかなければならないと思っておりますが、どのようなことを考えているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

### 松井町長答弁

① 1点目の移住・定住対策についてですが、これまでの関連施策の主な実施例として、1つには町有分譲地13区画中9区画が販売済み、地域おこし協力隊や集落支援員、地域活性化起業者等の移住者が、令和7年12月1日現在で地域おこし協力隊14名、集落支援員4名、地域活性化起業者1名が町内に居住しており、任期が終了した方11名が現在、定住、定職しています。

また、移住体験住宅ですが、希望者が夏季期間のみの傾向でありませんが、過去の利用者のうち1世帯が町内に移住して現在居住され

ています。また、1名の方は町内で起業、事業を営まれ、3世帯中2世帯が定住につながっています。

また、都市部の学生の町内就職活動に当たっての旅費、移転費等の助成支援制度として、町内企業等就業者の学生奨学金の償還に年12万円、最大10年間を想定した制度設計を急いでいるところです。

こうした動きは、施策の目的と要件から見た場合、量的、質的な評価の違いはあろうかと思いますが、国の地方創生政策が始まった平成27年頃からの積丹町の新たな動向として捉えてよいのではないかと考えているところです。

次に、今後の新しい施策についてですが、私は積丹町が置かれている現状の立地条件や経済活動等条件から考えますと、快適な住生活環境を提供すること、安定的な就労環境の創出の2つが特に重要な克服すべき課題ではないかと考えます。

一方、それらの課題を克服するためには新たな財政負担財源をどう確保するか、また移住者の方々と町民との間の住民理解をどう醸成するか、その方法としても官民

連携の支援策をどう活用するか、あるいは子育て、教育、医療等の充実が不可欠ではないかと考えます。

例えば、町有の遊休地の活用分譲の拡大や現状分譲地の売払い条件の緩和による売却の推進、また、町有の建物等も町内で新たに起業した方の活動の拠点として優先的な住宅、遊休住宅等の貸付け、売却等ができないかと考えます。

また、民間の中古住宅等の取得や改築費用の助成支援措置が考えられないものか、また通年就労機会の創出、従事者の確保等を考えますと、他の地域と異なるような優遇措置を講ずるようなことが必要でないか、また、必要な免許、資格取得費用等の助成対策等も必要ではないかと考えるところです。

②次に、2点目の独居高齢者対策についてですが、令和7年11月末現在、1,622人の人口のうち65歳以上は787人、人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は48・52%という状況です。独居高齢者で介護認定を受けている方は28名で、要支援1が6名、要支援2が6名、介護1が13名、介護2

が2名、介護3が1名、介護4、介護5はゼロです。

また、今年3月31日まで町社会福祉協議会が介護保険事業所として運営していた訪問介護サービスを受けていた方は、令和6年6月末現在で7名でしたが、町高齢者自立支援生活事業条例に基づく軽度生活援助事業及び外出支援サービス事業に移行している方が、令和7年11月末現在で6名という状況です。昨年からの増減の状況は、入院や町外の介護施設への入所によりサービスを受けなくな

った方が2名減、それから本人の申出により利用しなくなった方が2名減、新たに利用した方が3名増、そのほか3名の方が引き続きサービスの提供を受けています。

ご指摘のように、町社会福祉協議会の本年3月末での訪問介護事業がやむなく廃止になったところですが、本年4月1日現在では18名全員の代替サービス対策等への移行が確保できました。そのうち町外の訪問介護事業所による身体介護へ移行した方が1名、やすらぎでの通所介護事業へ移行した方が2名、町条例に基づく軽度生活支援援助事業へ移行した方が11

名、外出支援サービス事業3名、国保診療所の往診に移行した方が1名、合計18名です。

また、訪問介護サービスから代替サービスへ円滑な移行が図られたのかどうかの点についてですが、1つには、介護保険事業の訪問介護サービスと町条例に基づくサービスの制度上の違いが当然あるわけで、身体介護と称する介護保険事業の入浴サービスの対応ができていないこと、2つには、利用者の費用負担に関して、国の介護保険事業制度では1時間当たりの利用料が2,220円、このうち介護報酬が1,998円、利用者負担は1割でありますので、222円だったわけですが、町条例に基づくサービスでは、1時間当たり委託料3,476円のうち町の負担が2,776円、条例で定められている利用者負担が700円となっており、利用者からは3月までと同じ回数で同じヘルパーが来てくれて非常に安心であるというような声がある一方で、利用者の自己負担が増えたという声があります。

今後の独居高齢者の安心して住み続ける対策は、今、国の政策と

して全国の農山漁村、過疎地等、地方が共通する大きな社会問題となつています。特に訪問介護事業制度の維持につきましては、国の介護報酬の引下げによる事業収入の悪化や慢性的な介護職員不足、人口減少による利用者の減少等、積丹町のみならず、町内外の介護保険事業者の採算性の維持と事業継続の困難という事態に現在陥っています。このことは社会福祉協議会が3月31日で事業を廃止と同じ実情であります。

全国の地方自治体におきましても、現在国でも検討されている国の制度改善対策の早期実現を訴えながらも、町独自の町条例に基づくサービスの現実的な維持、存続の観点からは、やはりサービスの安定的な制度をどう維持構築するかということと、町の財政負担財源の確保をどう図るか、特にサービス利用者の負担水準の維持を図りつつも、一方では町の自主財源の増嵩にどう対応していくかが大きな課題であります。

先般の議会一般質問でもお答えさせていただきましたが、町社会福祉協議会を含め官民連携してどのように課題克服ができるのか検

討が急がれています。

この安定的な制度の構築と財政負担の確保の2つが両立できるのであれば、例えば1つには、慢性的な介護職員不足対策として、介護職員の自己研修費の助成や関心のある町民にも研修を受講する機会を増やして介護人材を確保していく必要性、2つに、高齢者の移動支援対策として、通院、買物等自由に利用できる外出支援制度の構築、3つには、事業を維持していくためには制度の利用者を増やし、一方では低所得者の減免制度の構築、4つは、高齢者福祉対策の基幹的役割を担っている町社会



▲移住体験住宅

福祉協議会の運営力の強化に必要な支援などを考えていかなければならないのではないかと考えます。

### 再質問

①移住・定住施策についてですが、これは最初、国の政策として、主に東京一極集中の是正を図るために移住・定住に力を入れてみてはということですが、日本全国では成果がそれなりに上がっている地域もあります。もう10年以上たつて、しかもこの目まぐるしい時代で東京自体の人口が減つていくような時代を迎えてしまったと。

東京から移住・定住させるといふような発想ではなく、やはりもう発想の転換をするべき時代に来ているのではないかと思うのです。お金がある無いかかわらず、各自治体の発想がこれからは物を言う時代ではないかと思えます。やはりその中心になるのは積丹町のような小規模町村だからこそ、役場の職員の皆さんです。コンサルに期待するという手段もあります。コンサルはどっちかというと、コンサルのためのコンサルの仕事

という方向に結びついていきますので、やはり我々が期待するのは、前に座っている皆さんをはじめ係長、役場職員の皆さんが現実の発想を持ってこの積丹町の将来を導いていかなければならないのではと私は思います。いつまでも東京から人口を引っ張ればいいではなく、思い切った発想の転換、積丹町は積丹町独自で、やれるところから1つずつ行ない、1人でも2人でも人口を増やしていくと、そういう発想が必要ではないかと私は思います。

私も以前は町民の要求を酌み上げる方向でいろいろと発想し、質問しておりましたが、最近はこの積丹全域の疲弊を目の当たりにして、この地域が存続できるためには何をすべきかということに重きを置いた質問に変わってまいりました。それほど厳しい状況だと思えます。皆さん方はもちろんご存じだからこそ、できればそういう方向で頑張っていたいただきたいと思えます。移住希望者も、その予備軍たる地域おこし協力隊も、様々な方がいらつしやると思えますが、1人でも2人でも移住・定住に結びつくよう、その延長と

して努力していただきたいと思いますが、その辺の考え方をお聞きします。

②2問目の独居高齢者対策についてですが、人口減少に伴い、高齢者数自体は、それほど増えてはいないと思いますが、独居高齢者は高齢化がさらに進み、厳しい状況で暮らしていることと思います。ますます寄り添う姿勢が必要になってくると思います。高齢者全体で介護認定度が介護4、介護5となり、在宅では生活が困難になり、結局施設に入所せざるを得なくなった方が最近では何名いるのか、そのうち独居高齢者は何名でしょうか。お伺いいたします。

### 松井町長再答弁

①1点目の移住対策についてですが、自治体として国の方針や支援策等に沿っていかねばできない面もありますが、私は積丹町の立地や、積丹町に対する評価等を考えれば、決して諦めるべきではないと思っています。

現に国も10年間の地方創生の反省を踏まえて、全国的に日本の国の人口は増えないわけであり、仮に人口の増があったとしても、そ

れは日本全体で見ただけではどこかが減ってどこかが増えるということにすぎないわけでありまして。

したがって、今国も人口減少対策・地方対策の政策の中では、例えば「二地域居住制度」、「ふるさと住民登録制度」を打ち出しており、必ずしもここに住民登録がないけれども、しかし何らかの形でそれぞれ地方に都市の住民の皆さんも関わりを持つような趣旨であります。都市に住みながらも、また地方で暮らすような制度をもっと積極的に進めていこうという状況になってきています。結果として関係人口と言われる方々をどうやって増やしていくかということでもありますので、我が町としてもそのような取組により、一人でも二人でも移住者が増えるような努力を重ねてまいりたいと思います。

②2点目の高齢者の独居高齢者対策に関して、直近の介護認定を受けた方のうち施設入所者数ですが、数値の把握時点を確認のうえ、改めてお答えさせていただきます。

### 再々質問

①1問目の移住・定住についてですが、先だつての決



▲定住促進住宅

算審査特別委員会で、今回とは違って空き家対策で質問しましたが、町が管理して空き家状態にある住宅は何件かと聞きましたら、たしか三十件くらいあるような回答をしていました。今町長が住環境の整備をきちんとしなければならぬと答弁されましたが、そんな真新しい住宅でなくても、町が管理・維持している住宅を空き家状態にしておかなければならない場所もあるとは思いますが、三十何件というのはあまりにも多過ぎるような気がします。町が管理し

ている空き家状態の家をもっともつとこういうものに利用するか、貸し与えるとか、そういう政策をぜひ行っていたいただきたいと思っています。

また、これも特別委員会でお聞きしましたが、移住・定住の予備軍たる地域おこし協力隊の定着率が、積丹町は全道平均の約75%をかなり下回る37・9%という課長からの答弁がありました。その原因は改めて何だと思えますか。町長にお聞きいたします。

②2問目の独居高齢者対策についてですが、独居高齢者が施設に入所するとなれば、持家に住んでいた場合、その方の持家はほとんどが空き家となり、地域崩壊がますます進んでいくというのが現実だと思いますが、一方で価格等の関係でなかなかよい方向に進んでいないという例もあります。

例えば町外在住の方で別宅代わり、釣り宿的なもので購入されて、通常は空き家状態というところもあります。これは多い例ではございませんが、価格の関係で地元で暮らす若い方々が家を持ってないという、こういう現実もございます。町はそういう現実もある

ということを理解されているので  
しょうか。若者の持家対策も前向  
きに進めることも必要ではないか  
と思います。どのようにお考え  
でしょうか。答弁できましたらお  
願います。

### 松井町長再々答弁 ① 1点目の

町有の空住宅の積極的な活用につ  
いてですが、一過性の原因で空き  
室、空き家になっているものを除  
き、複数年度内に活用の見込みが  
ないものについては、協力隊を採  
用している事業所においても、民  
間賃貸住宅がない本町の実情への  
対策の問合せもあるような実態に  
ありますので、活用条件について  
は積極的に検討していきたいと考  
えています。

また、協力隊の定住率について  
ですが、住環境の充実度よりも、  
協力隊自身の活躍志望の理想と現  
実の違いから、なかなか定住に結  
びつかないという方が多いのでは  
ないかと感じています。

協力隊の方々は引き続き今活動  
している事業所等で働く方、ある  
いは今と業態が全く違う事業所で  
の就労を目指す方、もう一つは新  
たに起業したいというような方の

3つに大別される傾向にあると思  
います。それぞれの方々の事情が  
かなうように町としても支援して  
いきたいと考えます。

② 2点目の独居高齢者対策に関  
して、施設入所した場合に生じる  
空き家の活用について町がどんな  
関与ができるかという難しさもあ  
り、残念ながら町内には不動産業  
者や宅建取引業者等もない実情  
にあり、そうした情報伝わって  
いかないという課題があると思っ  
ておりますが、町が中に立って何  
らかの形で空き家防止策につな  
がるような取組も考えていかなけれ  
ばならないと考えています。

### 松井町長追加答弁 令和7年3

月31日から11月までの間に介護認  
定4、5で在宅から余市町の施設  
へ1名、入院1名、計2名で、う  
ち独居者は1名という状況でし  
た。

## ③ 一連の熊騒動について

田村雄一 議員



猟友会が出動拒否された時点  
で、即座に町民全てに周知すべき  
だと思いますが、なぜ1か月にも  
わたり報告がなされなかったのか  
お伺いします。

### 松井町長答弁 関係の経過につ

きましては、11月7日の産業建設  
常任委員会での経過の説明、ある  
いは質疑の中でもお答えしながら  
説明をさせていただいたところで  
す。

改めて申し上げますと、9月27  
日の熊捕獲現場での猟友会余市支  
部古平分区に所属する会員の方々  
は、全員ではありませんが、町鳥  
獣被害対策実施隊員という町非常

勤特別職として任命しています。  
その中の1名の方と、熊捕獲檻設  
置場所の土地所有者海田議員との  
間の同現場での会話の齟齬を原因  
として、古平分区の当町管内での  
駆除活動の当面休止の申出があり  
ましたことが本件の端緒です。

ご指摘の町民への周知の遅れの  
主な要因につきまして、1つは、  
ヒグマの捕獲という特殊な野外現  
場での、限られた関係当事者によ  
る会話の齟齬という事案でありま  
したから、現場でのやり取りを録  
音したわけではなく、その精度、  
正確性の把握と対応に時間を要し  
ました。

2つには、この事案に係る関係  
当事者が非常に限られていること  
からしますと、確かな事実関係や  
その背景の把握をし、解決の具体  
化の対策等に努めている矢先の中  
で、10月17日頃からのマスコミの  
取材、報道、交流サイトの拡散、  
役場への苦情対応に翻弄されてい



▲ヒグマの箱わな

るような状況下で、私は町民や議会に対し行政の公的立場から必ずしも精度、正確性が十分でない情報の周知や、説明をした場合には、猟友会古平分区の皆さんの誤解を招いたり、また限られた関係者個人への誹謗中傷などの攻撃を誘発したり、場合によっては個人の社会的評価や人格的信用を損ない、人権侵害に及ぶ危険性を伴う可能性も否定できません。

また、特に今日の社会における交流サイト、SNS等による誤情報や虚偽情報として増幅、拡散されるおそれの懸念もありました。場合によっては問題の解決をむし

る難くし、長引かせるのではないかと判断をし、そのための対処の検討にも時間を要したことが、遅れた要因の主たるものです。

### 再質問

町長の今の発言で、内容は把握しております。ここで町長の言う「関係者」とはどこからどこまでを指しているのですか。当初この事件が起きたときの関係者というのは「猟友会」と「当事者」と「契約している町」ではないですか。ほかにいるのですか。逆に町は被害者に当たるのではないだろうか。これは私だけでなく町民もそう考えています。それをなぜ貫けなかったのですか。

早い段階で町長は、猟友会に伺って「当事者には厳しく注意したから再開してほしい」とお願いしたと。山本議長も何とか穏便にという形で伺ったと。もしそれが真実だとしたら、何でその時点で議会に報告しないのか。なぜ町に言わないのか。報道で副町長が対応したと出ていましたが、報道に対して「判断に迷ったということを私は言っていない」と、力強く発信しましたよね。この事件が起きて言う気がなかったのか、言

うのをためらったのか。それに対し報道する側はどのように表現するのでしよう。発表する気はありませんと表現するのでしょうか。

そういった様々な関係者と当事者方の答え合わせというのは、町長の言うように時間かかるのです。食い違いは必ず生まれます。それを理由に1か月です。

熊よけの鈴は、正直効果が薄いと思っていました。それでも子供たちの安全のために少しでも役に立つのであればと賛成しました。学校の門に親子の熊がいたという話まで出て、それほど危険な状態を分かっているにもかかわらず、なぜ保護者に注意喚起をしなかったのですか。

ここからは私が直接聞いた話です。町民から、「子供を危険な状態にしておかれないので、登下校時に見回ります」という電話を役場にしたらそうですが、なしのついで。何なのだ。

もう一つ、10月28日、川水が出たという大水の日で寒い日です。この日、私は浜でカッパを着て網の修理をしていました。そこに共和町から来たというハンターが「海浜公園はどこですか」と来ま

した。どうしたのかと聞きましたら、川上に熊が出たと依頼があったから来ました。集合場所は海浜公園というのです。水産課に頼んだのかと言ったら、分かりませんと言います。何なのだろう。

こういう状況で、町民や子供を危険にさらしたことは間違いありません。関係者と言われる全員を検証を怠らず、責任の所在を明確にして初めて町民も安心するか。そのつもりはないのですか。

### 松井町長再答弁

関係者はどこまでかとの質問ですが、当日出勤していた猟友会の会員の中の約1名の方と海田議員とのやり取りだと報告を受けています。

また、契約した猟友会とのことでしたが、熊対策を猟友会に自治体が委託契約する方式を採用している自治体もありますが、本町では条例に基づく積丹町非常勤特別職、町鳥獣被害対策実施隊員として発令、辞令交付をしています。またその関係者というのは、海田議員との会話の齟齬があった相手の方は町から非常勤特別職として鳥獣被害対策実施隊員の発令を受

けている方であり、町が猟友会と委託契約をしているということではありません。

したがって、9月27日の当日の出勤についても、町からの要請により出勤していただき、非常勤特別職として町の関係規則に基づいて業務を進めている中で、猟友会の会員である積丹町鳥獣被害対策実施隊員との口論があったことです。

11月7日にも経過の中で、詳しい当時の状況について副町長からお答えをしましたが、9月27日に会話の齟齬そごがあつて、その後29日に当面休止したいという猟友会からの申出がありました。町からもぜひ再開していただきたいということをずっと申し上げてきましたから、10月9日に猟友会古平分区の多くの隊員と、本間猟友会余市支部長、副町長、担当課長がいるいろと意見交換しました。その中では非常に海田議員に対する厳しい発言もありました。

1つには、そのときの古平分区隊員の全体的な意見、率直な発言を海田議員に伝えていただきたいこと。2つ目は、今後の再発防止への協力として、熊の捕獲現場に

海田議員が立ち入らない約束をきちんと伝えてほしいこと。この2つが確認されました。

その2つの確認事項については、翌日10日に、私から直接海田議員とお会いして率直に、9日の猟友会古平分区隊員の皆さんとの意見交換の状況と出された意見について、そのとおりにお伝えをしました。そのときに私は、少なくとも副議長であるとか、議員であるとかは全く意識せず、率直に申し上げさせていただきました。

また、熊の捕獲現場に海田議員が立ち入らないで欲しいという点については、鳥獣被害対策実施隊員の捕獲活動のルールに関するこ



▲積丹町ヒグマ出没・捕獲対応マニュアル

とでありますから、それが後のマニュアルの策定につながったわけでありますが、この2つの確認事項をきちんと履行することによって、活動を再開していただけることとありますので、私は当然、再開していただけるものと期待しております。

町では、猟友会古平分区との確認事項をきちんと海田議員にお伝えしたことを、同日中に古平分区に報告しました。しかしそれに対する猟友会古平分区からの回答はしばらくありませんでした。

そうした状況下で、委員会資料の中にも記載のとおり、マスコミの報道や取材、役場への電話等々苦情電話等が続いたという経過にあります。ただ、その後の経緯の中では、「猟友会古平分区との2つの確認事項を、きちんと海田議員にお伝えすることによって、猟友会の活動を再開しましょうということではあつたが、猟友会古平分区の中では、複数会員の方がなかなか賛成していただけないようなことで時間がかかっていた。」という猟友会分区の内情を後に聞いたところ。

また、児童の保護者にもなぜ注

意喚起しなかつたのかというご指摘がありました。が、猟友会の活動休止云々ではなくて、野生動物のヒグマの異常行動事案でありますから、今回のような経過の中で、猟友会の方々の被害対策活動に頼り切り、期待し過ぎた熊対策には、現実的には限界があることを改めて実感したところです。その趣旨は11月1日の広報でご理解いただけるのではないかと考えております。

なお、10月28日に共和町のハンターが見えられたという件に関しては、今初めて承知したようなことで、そのことが今回の件とどのように関わりがあるのか承知していません。

### 再々質問

状況把握に時間がかかるということも分かりますが、子供を危険にさらすというのは、それとは別問題です。どんな事情があつても町民と子供を守ることが重要で、それは即座にやるべきだと先ほど言いました。

責任所在をはっきりしてくださいと言っているのです。その部分は答弁していませんから、今はそれを答弁してもらい、どのよう

な返事が来るかで、それからもう一回質問したいので、議長、取り計らいをお願いします。

### 松井町長再々答弁

私の責任についての指摘がありました。私はこの件に関しては、積丹町にとって一つの大きな非常災害的な経験のない初めての対応事業でありました。そして、猟友会という奉仕の精神で活動されている団体とどう向き合っていくのかということにつきましても、与えられた条件、環境の下でできる限りの対応をし、そのことをもって長としての責任を果たしてきたと思っております。

今後についても、熊対策については我が町のみならず、全国的にも、国の大きな社会的課題にもなっているところでもありますので、今回の経験を参考にしながら、これからの熊対策について国あるいは北海道からもそれぞれ自治体の果たすべき役割等が示されてくると思いますが、そうした方針に沿って対応していき、そのことをもって責任を果たしてまいりたいと思います。

町の広報紙でもお願いをしまし

たが、現在のヒグマ対策につきましては、3つの法律の「はざま」の中で猟友会の皆さんが非常に危険な環境の下で活躍され、まさに奉仕の精神で活動している実情にありますから、この点についてしっかりと念頭に置き、猟友会の皆さん方への感謝の気持ちを忘れないことについては、町民の皆さんにも知っていただくことが大切だと思います。

そして、学校の登下校で、警察官、ハンター、保護者等がついていれば安心できるという認識に陥っていたのではないかと、しかし、そういう状況下においてハンターの皆さんが、銃を持っていたとしても簡単に銃のケースを外すこと自体が難しい現行の法的規制がある現状にあります。私たちは住民としても、これからのような形でこうした異常な生活環境の下での熊の出没への対策と自己防衛策を取っていくべきなのか、その中で自治体としての町がどのような対策を取っていくべきかなど、対策の充実に努めていくことをもって責任を果たしていきたいと思えます。

### 再々質問

町長、観光協会の方から厳しい意見を述べられています。責任の所在ということをお話しされましたけれども、町民からしたらここに至って、僕まだ悪くないものですか。終わります。

### 松井町長再々答弁

今回の件について、少なくとも議会の議場の場で、町長が町民の代表である議員の皆さんに陳謝を申し上げ、また当事者であった海田議員も議会常任委員会という場で陳謝をするということについては、非常に重い出来事であったと考えております。

私自身今回の一連の対応をしている中で、町民の皆さんの不安感も十分理解しながらも、非常に心に響いた事例がありましたので、答弁の補足に代えさせていただきますと思います。

それは、美国中学校のある生徒から原教育長を介して私に伝言が託されました。内容を紹介します。

「テレビで、SNSを見ていて、郷土積丹町が悪いイメージで有名になるのはすごく悲しい。早く解決してください。」ということ

ありました。私は先日来、今日も申し上げましたが、町民の皆さん、特に児童生徒、教育関係者の皆さん方に大きな不安を与えましたことに深く反省しています。ただいま紹介したような中学校の生徒さんの叫び声からしますと、私はこの後、積丹町が様々な町政活動行政活動を進めていく中で、対外的な信頼をどう取り戻していくのか、そうしたことも私自身に課せられ、そして町自体にも課せられた大きな課題だと考えます。

今回の本町の出来事は、極めて残念なことではありますが、一方では、積丹町に対する大きな期待も寄せられております。ヒグマ出没対策に関連する様々な方法での住民広報等を含め、猟友会との間のマニュアルの策定等々を含めて、一つの「積丹事例」として役立てていかなければならないという声を聞いております。そうした様々な場を通じて、これらの本町の信頼回復に努めていかなければならないと、切に思う次第です。

## ④ 北海道中央バスの「高速しゃこたん号」廃止に係る対策について

石田 弘美 議員



令和7年12月1日から美国札幌間の北海道中央バス「高速しゃこたん号」が廃止されました。病院通院や通学等で利用されている町民はますます不便となっています。

美国余別間は、北海道中央バスが2年前に廃止され、町が代替事業として「しゃこバス」を運行しています。町民は将来町外への交通手段が無くなるのではないかと大きな不安を感じています。

古平町では、この「高速しゃこたん号」の廃止と併せて、令和7年12月1日から古平・余市駅前間の代替バスを運行しています。町民の交通手段として、早期の検討

が必要だと思えますが、次の4点について伺います。

- ① この件に関して、北海道中央バスからの通知や庁内検討について伺います。
- ② 庁内検討されている場合、その内容について伺います。
- ③ 廃止された「高速しゃこたん号」の利用者調査実施について伺います。
- ④ 代替バス事業を実施する考えがあるのか伺います。

### 松井町長答弁

1点目と2点目の、中央バスからの通知や庁内検討についてですが、本年5月22日に北海道中央バス株式会社小樽真栄営業所長と余市営業所長が来庁され、「同便の運行継続については運転手不足から同社としてバス路線及び便数の維持が困難となっており、令和7年11月30日をもって終了したい。この方針について

は既に社内決定事項である。」旨の説明がありました。

次に、庁内検討についてですが、住民周知と代替便の運行の2点の観点から検討を行い、住民周知につきましては、同社の決定事項として高速しゃこたん号を廃止する旨説明を受けた際、町民への影響の重要性から速やかに住民周知を行いたいと考えました。

しかし、中央バス側からは公表可能時期についての確認に対する回答としては、運輸局への廃止の届出後、そして道内の他地区の減便、廃線等の実施計画と併せた同



▲ 11月末で廃止された「高速しゃこたん号」

社としての公表とした旨の回答がありました。こうした中央バスとの対応の経過の下で、結果的には9月26日に同社のホームページで公表されたため、やむなく10月末発行の町広報11月号で周知を行ったところです。

次に、3点目の高速しゃこたん号の利用者実態調査についてですが、町の独自調査は実施しておりませんが、令和7年4月に北海道中央バスが実施した調査結果からの情報提供を受けました。

この調査は、平日について4月24日、25日の2日間、土日につきましては4月26、27日の2日間実施したもので、往路2便、復路2便の計4便を合算した平均乗客数の実績の回答を得ましたが、その結果は、平日で1日当たり6・5人、1便当たり1・63人、土日で1日当たり5・0人、1便当たり1・25人という内容でした。

次に、4点目の代替便運行の検討についてですが、次の3点が課題となりました。1つ目は現行のしゃこバス運行等との関係からは、運転手の確保の困難性と、運行車両の追加確保の困難性があること。2つ目に代替便に伴う、新

たな町の地域交通網の構築をどう図るかということと財政負担の観点から非常に難しさがあること。3つ目は積丹町内での高速しゃこたん号の利用者数が低調であることなどの課題がある状況から、現時点では町独自による美国札幌間直通の高速しゃこたん号の代替便運行は極めて難しいと考えているところだ。

また、古平町の代替便の運行に関する情報では、積丹町の利用者数と古平町の利用者数の差が非常に大きいことが判明しました。



▲積丹生活交通バス（しゃこバス）

**再質問** 課題として、運転手不足や代替バスの利用者が少ないと

の答弁ですけれども、実際、事業費は算定したのか、それでその算定された金額はいくらなのか伺います。

それと、9月26日に中央バスの公表があつて、11月号の広報で町民にお知らせしたという話ですけれども、その際、古平町、積丹町、そして余市町の利用者がそのバスを使えなくなることから、古平町に「こういった課題があるけれども、どうします」など、そういう協議ができないのか。

例えば古平町まで積丹町から代替バスで送り、古平町から余市町までは、古平町が代替バスを実施し、高速バスを利用する等の検討はしたのか、その点について伺います。

### 松井町長再答弁

1点目の代替便の事業費試算の検討についてですが、担当課長から答弁をさせたいと思いますが、この数字については実現可能かどうかは別にしても、最も少ない町の負担でできるとすればということであり、古平町との共同連携については全く考慮していない数字です。

2つ目の古平町との連携についてはですが、高速しゃこたん号は独自便ということで、小樽美国間の積丹線について協議する1市3町の協議会の検討テーマには入っていないところだ。

現在、積丹線についても相当減便を重ねてきた経緯や、小樽市は小樽市内便があり、余市は余市町内便、古平町、積丹町もまた、それぞれの独自市町内の課題を抱えている中で、今後の美国小樽間の積丹線を維持継続する上での課題について、検討を続けているところです。

1市3町での負担の在り方を北海道中央バスの間でどう構築するかについてはなかなか方向性を見いだせない状況が続いているような状況下ですから、古平町と積丹町が連携して、積丹から美国まで、古平から余市までというような代替構想についての情報交換や連携協議等はしていないところです。

### 平島企画課長答弁

高速しゃこたん号の往路、復路2便ずつの計4便を確保するとした場合の概算試算を、しゃこバス運行委託事業者に確認しました。運転手について

ではもう一人確保しなければならず、単純に人件費分ということで、月額約100万円の経費増が見込まれるところです。さらにその他、使用車両の調整や燃料費など、関連経費等が発生するところです。

### 再々質問

古平町との協議を、高速しゃこたん号については実施していないとの答弁でしたが、古平町は、町民を連絡バスの時間に合わせて余市町まで送っています。積丹町は、費用的に実施が難しいのであれば様々な方法を考えるべきだと思います。先ほどの答弁で、1便当たり利用者が1人から2人であることも踏まえて検討が必要です。実際できるかどうかはわかりませんが、古平町との協議は重ねるべきだと思います。

また、平島企画課長の答弁で、札幌までの人件費が月100万円かかるというお話でしたが、美国から古平町まで実施するのであれば、人件費はいくらになるのか等、そういったところまで詰めてほしいと思います。

それと、古平町は12月1日から実施すると新聞報道されましたが、積丹町は実施しない。町民と

すれば大切な交通手段である札幌に直接行く便がなくなる。余市や小樽で乗換えして、JRに乗る場合は駅の階段を上がり下がりするなど、札幌まで皆さん苦労して行っているのです。直接に行ける便がなくなるといことは、高齢者が多い町民からすると大変な話なのです。そういう観点でも考えていただきたいと思えます。

このように中央バスで減便が続いていることから、将来は積丹町アメリカまで来るバスも撤退してしまうのではという恐ろしい不安を、町民は感じています。

町民の交通網を町が実施できないのであればできないなりに様々考えていかなければ、町民はますます不安になると思えます。その点について伺います。

**松井町長再々答弁** 町民の皆さんが不便を感じていること、また将来の積丹線の維持存続は図られるのかという不安については、私も同じ思いであります。

また、古平町、余市町にしても、それぞれ町内事情がありながらも、議員ご指摘の札幌行き直通便の利便性に特化するのかどうか

は別にしても、積丹線の存続をどういう形でこれから維持できるのかの視点は、1市3町に課せられた大きな課題でありますので、その枠の中で今検討できる余地があるとすれば、提起していきたいと考えております。

現下の地方公共交通確保問題は、積丹線のみならず、全道、全国各地の非常に難しい社会課題に直面している状況は、私は国の地方交通行政のあり方の中で大きな改革なり改善対策が講じられなければ、一地方自治体がとれる対策は非常に困難な時代に入っていると危惧しています。

特に北後志の積丹線を考えると、きには、JR在来線廃止に伴う余市駅前発着便のバス代替輸送確保問題や、視点を変えれば本町の多くの患者が入通院している余市協会病院と余市町内線の維持などの関係を、今後どう考えるべきかということも大きな課題になってくると考えられ、そうした輻輳する課題について1市3町、もしくは絞った町村間の課題もあることも念頭に置きながら、今後の検討に当たっていかなければならないと考えます。

## ⑤ 聴力低下への取組みと利便性の向上について

## ⑥ 住民への案内や情報提供等の発信について



おおさか せつこ 議員  
逢坂節子

防や高齢者の聞こえの問題にどのように取り組んでいるのか伺います。

さらに現在では、来庁者が窓口等で自由に利用できる老眼鏡の設置が一般的になり、本町でもこのサービスが提供されております。

これと同様に、加齢難聴を抱えた高齢者等にも窓口での利便性の向上を図るため、また対応職員が大声で話す必要がある場合に、周囲から叱られているとの誤解を招くことや、個人情報や相談内容を聞かれることがないようにするためにも、窓口用イヤホンを導入する必要がありますと思えますが、お考えを伺います。

⑥次に、本町は美国町から神岬町まで広範囲にわたる地域に大小の集落が点在しています。町から

の地域住民への案内や情報提供などは町広報、各戸配付や回覧による紙媒体のほか、IP放送、ホームページやスマートフォンアプリなどの電子媒体でも発信されています。

町の様々な行事、事業の案内や住民生活に欠かせない情報提供などの中には地域の範囲を限定して発信されることがあります。この場合、発信された地域の住民は当然把握できますが、その他の地域で生活される住民は、関心を寄せて注視を続けるものであっても直接把握する機会や手段がありません。

このことから、発信地域の範囲を安易に狭めることなく、案件の重要性を勘案して、必要に応じて拡大することが必要ではないかと考えますが、住民への案内や情報提供などを発信する地域の範囲はどのように設定されているのか伺います。

### 松井町長答弁

⑤ 1点目の聴力低下への取組と利便性の向上についてですが、難聴予防や高齢者の聞こえの問題への取組につきましては、高齢者が聞こえづらい状況



▲聴力測定検査器

であることに気づききっかけづくりが重要であると考えます。

本町では、国保診療所の聴力検査器の今年度更新の2月の納期を待っているところです。

また、健康増進法に基づき実施している健康診査には聴力検査は対象となっていないところですが、国保診療所で町の国保、後期高齢者等が健康診査する際には聴力検査も対象として実施しているところですが、役場窓口へのイヤホンの導入の必要性につきましては、耳の聞こえに不安のある方の利便性の確保

と個人情報保護への配慮の観点から障害者福祉対策の充実に役立つものと考えます。

したがいまして、他の導入先行事例自治体における導入に当たった課題とその対策等の実態や、窓口用イヤホンの機種、数量等の把握、財政負担財源など、導入対策に向けた検討に取り組んでまいりたいと考えます。

⑥ 2点目の住民への案内や情報提供等の発信については、本町においてはIP配信による情報提供の取扱いにつきましては、1つには、平成25年積丹町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（訓令）により、また町内民間事業者の情報提供の取扱いについては、令和5年2月運用開始の民間事業者等におけるIP告知端末配信基準に基づき、情報配信は役場庁内各情報発信元の担当課で行っているところです。

これらの中に案内、情報提供等を発信する地域の範囲の設定の考え方につきましては、現時点では特段の定めはありませんが、原則として配信内容に応じた適切な配信範囲、時期、回数を各担当課長

の判断の下で行っているところです。

### 再質問

⑤ 加齢難聴に関してですが、補聴器を使用されており、国保診療所でも本人の難聴に対する気づきを診査をしているとお話でしたが、それよりも実際に難聴の方々、加齢性難聴には補聴器が必要とされておりまして、

人が音を聞くために、軽度にはこれまで空気を通じて聞く「気導」と、骨を震動させて聞く「骨伝導」の2つがあるということで私も勉強させていただきました。

軟骨伝導が発見されて、耳の穴の周辺にある軟骨の震動により耳の内部の音響が生まれ、軟骨伝導ヘッドホン及び集音器がセットになった「窓口イヤホン」というものがあります。他町村に比べ、本町はこれらの導入が遅れております。窓口での対応に軟骨伝導イヤホンを導入することで、来庁者が安心して、周囲に個人情報や相談内容を聞かれずに済み、また通常の気導イヤホンと異なり耳の後ろにかける仕様で消毒もしやすく、清潔に利用できます。老眼鏡が窓口にスタンダードにサービスとし

て設置されているように、加齢難聴を抱えた高齢者への窓口サービスの向上として、軟骨伝導イヤホンの導入に対して前向きな対応を希望いたします。

⑥ 2点目についてですが、町からの情報についてはです。町からの情報が関連する地区のみに伝えられ、町全体には届いていないという声を住民から聞いております。関連する地区にどのように伝えるかは各課の判断に任せているとの町長の答弁でしたが、町政に関わる情報というのは町民一人一人にとつてすごく大切なものです。生活や安心に直結するものです。

例を挙げさせていただきます。

10月に余別地区、日司地区、入舸地区におきまして、町外事業者による小型風力発電施設設置変更計画の説明会がございました。これはその地区だけの案内に限られ、美国町の方々は知らなかったという話も聞いております。町からの情報提供が関連地区だけに限られて、町内産業団体、関連団体には周知されていないという事例はあるのでしょいか。そのような対応が常態化されているのですか。その理由をお聞かせください。



▲ I P 告知端末機

#### 松井町長再答弁

⑤ 1点目の、議員から具体的に機種等についてのご紹介もありましたが、窓口用のイヤホンの機種、数量等について検討してまいりたいと思います。

⑥ 2点目の質問に関連する小型風力発電に関する今年度の住民説明の件につきましては、平成28年度から始まっており、当時の状況は、事業者から候補地として示された数は、美国、幌武意、入舸、日司、野塚、余別の6箇所、計13基という事業提案でした。この時には、6地区でそれぞれ地域住民説明会を実施しているとされており、その中からさらに候補地と

して絞り込んだ結果についてお知らせをしておりますので、先頃の住民への情報提供の範囲の在り方としては、当時は全町的な考え方で住民周知をし、また町内産業経済団体等への説明の機会を持ち、議会への説明等も実施した経緯があります。

しかし今回につきましては、それから約9年が経過し、そして事業者の都合で今回再開計画についての提案があったところですので、そうした経過からしますと、既に町有地の貸付けの契約を済ませております3地区に限った説明会に限定をさせていただきます。

したがいまして、仮に新たな案があったとすれば、その事案に応じて、全町民に理解していただく必要性の検討や町づくりの基幹的な目標である「環境」や「自然を生かした観光」に関わりの深い新たな事案であれば、私は慎重に考えながら説明の範囲、説明の仕方、説明の相手方等を考えていかなければならないものだと考えており、そのような考え方で今後も対応してまいりたいと思います。

積丹町議会だよりは、スマートフォンアプリ「マチイロ」での閲覧が可能です。

議会審議や議員活動の状況などをご確認できますので、是非ご利用ください。

こちらからダウンロード



## 再々質問

### ⑥ 風力発電の例から

いいますと、平成28年に住民説明会があり、10年近く経っておりません。そうしますと、そこに住んでいる住民自体の年齢構成もだいぶ変わってきております。地域の住民の方々の年齢層が変われば考え方も変わってきます。また町民の立場からすれば、美国だろうが、神岬だろうが、余別だろうが、どの地区に住んでも積丹町民に変わりはないのです。町内でどのようなことが起きているのか、また、どこでどのような事業を町が行っているのか。

確かに広報紙には事業内容が出てきます。しかし説明会等の詳しいことが開催されるのであれば、同じような情報を受け取ることが必ず必要になってきます。一部の地域にしか届かなければ、それは町民の間に不公平や不安が生じる可能性があります。

迅速な情報提供は言うまでもありませんが、町民が安心して暮らし、町政に信頼を寄せられるよう、町全体に公平で迅速な情報の提供を希望いたしますが、いかがでしょうか。

## 松井町長再々答弁

### ⑥ 2点目の

質問に関連する小型風力発電の件に關しましては、当初の段階の3地区についての町有地の貸付契約は締結はしておりますが、まだその計画の実行がなされていないという状況にあります。今回実行するに際して、設置基数を増設したいということでありましたので、関係3地区に限定して説明会を実施したところです。

当然のことながら最終的に計画の実行の了解をする上では、町有



▲小型風力発電住民説明会

地の貸付契約の内容の変更手続きが必要であろうと考えておりますが、現状はその段階にまだ至っていない状況であります。

そうした状況の中で、過般開いた3地区の説明会では、出席者の数が極めて少なかったこと、あるいは議員からご指摘のようないろいろな懸念のご意見等もあった地区、あるいは実行計画が遅くなっただけでも、当時の計画箇所に基づき数を増やすことについてはおおむね異論は出なかった地区など、3地区それぞれ異なるような説明会の状況でありました。

そうした状況の中で、事業者も今回の説明会の結果を踏まえてどのような対応を考えられているのか等の確認も含めて、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、その内容によりましては、3地区のみならず、より広く町民の皆さんにお知らせするような対応の検討も考えてまいりたいと思っております。

## 議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

電話：44-3380

※入室の際は、個人の判断によりますが、季節性を含む感染症対策のため、マスクの着用及び手指消毒に引き続きご協力をお願いします。



令和7年第4回定例会において可決し、地方自治法の規定により、次の1件を各関係行政庁に提出しました。

## 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のペア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げが続いている。他の産業では昨年と今年いずれも5%前後の賃上げがなされ、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっている。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実である。

コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要がある。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきである。

そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきである。

よって、差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下のとおり実施を強く要望する。

### 記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること
- 2 すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること
- 3 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - ① 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること
- 4 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること
- 5 患者・利用者の負担を軽減すること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月18日

北海道積丹町議会議長

〔提出先〕内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

**産業建設  
常任委員会**  
～所管事務調査～

令和7年度予算関連事務事業（令和7年度鳥獣等被害防止対策事業（農業費）の予算執行状況及び令和7年9月27日以降の経過と今後の対応について）について、産業建設常任委員会（馬場龍彦委員長）を開催し、下記のとおり委員会報告書を決定しました。

調査事件	令和7年度予算関連事務事業 （令和7年度鳥獣等被害防止対策事業（農業費）の予算執行状況及び令和7年9月27日以降の経過と今後の対応について）
審査の経過	①令和7年11月7日 書類調査 ②令和7年12月17日 同上 ③令和8年1月30日 委員会報告書作成・決定
調査の結果及び意見	<p><b>【調査の結果】</b>                  当該調査事件について、町側より提出された資料に基づき担当課長等の説明を受け、調査を行った。</p> <p><b>【意見】</b>                  この度の一連の騒動において、町から町民及び議会等への情報提供、周知が遅れたことに関して、町内外に対し不安と不信感を与えたことは誠に遺憾であると言わざるを得ない。                  町民及び議会に対するこれらの情報提供もIP電話や町広報での特集記事等による啓発情報のみであった。                  猟友会の出動再開を最優先とするのは当然の対応であるものの、この間の緊急対応への対策等を図り、町民周知による安心・安全への対策も不可欠であったはずであり、今後は、この度の経験を教訓とし、開かれた行政の実現を期待するものである。</p>

《北後志町村議会議長会道外研修視察》

個別避難計画の取り組みについて

- 視察先 滋賀県高島市議会
- 期 間 令和7年11月12日～14日（3日間）

北後志町村議会議長会(北後志5町村の議会議長で構成)主催による災害時における障がい者等の避難に関する調査を目的とした行政視察が実施され、山本議長が参加しました。

\*\*\*\*\* 研 修 内 容 \*\*\*\*\*

取組の経緯

高島市は2008年(平成20年)に「障がい者市民のための防災懇談会」を開催し、実際に障がいを抱える当事者と支援者の両者が理解を深めるための話し合いの場を作り、まだ避難に至るような大きな災害は経験していない中で、継続的に取り組みを行ってきました。その後、東日本大震災や度重なる豪雨災害を経験し、住民にも避難計画の重要性が認識されるようになってきました。

2021年(令和3年)には、この取り組みが滋賀県と国のモデル事業に採択され、障がい者だけでなく、高齢者や医療的ケア児の分野への新規取組も始めており、将来的には「災害時に誰一人取り残さない防災」と「地域共生社会」の実現を目指しています。

取組の意義

個別避難計画を作成することによって、日頃からのご近所付き合いにつながり、身体や知的障がいの程度、高齢の独居者などを把握してもらうことにより、災害時に福祉専門職員等が駆け付けられなくても、地域の方々の支援により、助かる命が増えることにつながると考えています。

計画作成には当事者の状況をよく知る専門職との連携が重要ですが、庁内外の福祉関係者、民生委員、町内会などがそれぞれの得意分野を活かした役割分担で連携して推進していくことが必要です。

また、計画作成後には、それに基づく避難訓練を定期的に行い、常に実効性のあるものにしておくことも重要です。

まとめ【感想・意見】

高島市では15年以上前から長年に向け地域に根付いてきた取り組みであり、また実際に豪雨災害などを経験していることで、住民の意識もより高まっていると思われます。

独居高齢者が多い積丹町では、小さい集落の集まりの利を生かし、昔ながらのご近所付き合いを無くさないようにしていくことが、今後の計画作成を考える上での近道であると思われました。



▲高島市役所での研修の様子



▲説明員の社会福祉課職員と議場にて

## 議会の主な動き

十二月

- 12日 議会運営委員会
- 16日 第4回積丹町議会定例会（第1日目）
- 17日 第4回積丹町議会定例会（第2日目）
- 議会全員協議会
- 産業建設常任委員会
- 18日 第4回積丹町議会定例会（第3日目）
- 資格審査特別委員会（第3回）
- 23日 第2回北後志消防組合議会臨時会 余市町（山本議長）
- 第2回北後志衛生施設組合議会臨時会 余市町（山本議長）

一月

- 4日 東しゃこたん漁業協同組合市場初セリ 古平町（山本議長）
- 7日 積丹消防団出初式（山本議長・海田副議長・馬場議員・田村議員・佐藤議員・逢坂議員・石田議員）
- 11日 積丹町二十歳の集い（山本議長・海田副議長・馬場議員・岩本議員・田村議員・佐藤議員・逢坂議員・石田議員）
- 15日 第2回北後志町村議会議長会臨時総会 余市町（山本議長）
- 23日 後志町村女性議員協議会総会 倶知安町（逢坂議員）
- 30日 総務文教常任委員会
- 産業建設常任委員会
- 資格審査特別委員会（第4回）

二月

- 10日 第1回北しりべし廃棄物処理広域連合議会定例会 小樽市（山本議長）
- 12日 後志町村議会議長会定期総会 札幌市（山本議長）
- 18日 広報編集特別委員会
- 議会運営委員会
- 24日 第1回北後志消防組合議会定例会 余市町（山本議長）
- 第1回北後志衛生施設組合議会定例会 余市町（山本議長）
- 25日 第1回積丹町議会臨時会
- 議会全員協議会
- 27日 第1回後志広域連合議会定例会 倶知安町（山本議長）

## 議会一〇メモ

### 町村議会が抱える課題②

#### 政治分野における男女共同参画の推進

令和3年6月10日、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」が可決・成立し、同月16日から公布・施行されました。この改正法は、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要であることにかんがみ、政党等の積極的な取組の推進や国・地方公共団体の施策の強化を図るため、議員立法により成立したものです。

この改正法により、地方公共団体の議会も男女共同参画推進の実施主体として位置づけられ、議会における欠席事由の拡大をはじめ、公職等としての活動と妊娠・出産・育児・介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための環境整備の実施、「セクハラ」や「マタハラ」といった性的な言動等に起因する問題の発生防止のための研修の実施や当該問題に係る相談体制の整備等の推進、模擬議会・講演会の開催など人材育成等に取り組みこととされています。

今後、各町村議会においては、ハラスメントの防止に係る研修の実施をはじめ、改正法に基づき施策の実施に関し、執行部とともに積極的に取り組む必要があります。

(R7年12月～R8年2月)

○出席・□遅刻・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名 項目	年月日
山本俊三	松尾大樹	石田弘美	逢坂節子	佐藤晃	田村雄一	岩本幹兒	馬場龍彦	海田一時		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	R7.12.12
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(一日目)	R7.12.16
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(二日目)	R7.12.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	全員協議会	R7.12.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会	R7.12.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(三日目)	R7.12.18
○	○	○	○	○	○	○	○	○	資格審査特別委員会(第3回)	R7.12.18
○	○	○	○	○	○	×	○	○	総務文教常任委員会	R8.1.30
○	○	○	○	○	○	×	○	○	産業建設常任委員会	R8.1.30
○	○	○	○	○	○	×	○	○	資格審査特別委員会(第4回)	R8.1.30
○	○	○	○	○	○	○	○	○	広報編集特別委員会	R8.2.18
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	R8.2.18

## 編集後記

雪が深々と降る様子を眺めていましたら、童謡「春よ来い」を、ふと思ひ出しました。

「♪春よ来い 早く来い 歩き始めたみいちゃんが 赤い鼻緒のじょじょ履いて おんもへ出たいと待っている♪」とおなじみの歌詞ですが、これは遅い春を心待ちにしている私たち道民の心情ととても深く重なるからだと思います。

春に行う子ども行事のひとつ「ひな祭り」の由来が気になり、調べてみることにしました。

これは、古代中国の上巳じょうしの節(旧暦三月の最初の巳の日)に、人形ひとがたに自分の厄災を映して川や海に流すことで、無病息災を願ったことが日本に伝わり、日本古来の「人形流し」という厄払いの風習と結びつき、平安時代の貴族の少女に流行した紙などで、人形や御殿と身の回りの道具を模したおもちゃで遊ぶ「ひいな遊び」と組み合わせさせたようです。

ひな祭りが「桃の節句」と呼ばれるのは、旧暦三月三日は桃の花が咲く季節とされており、桃が魔除けの力を持つと信じられていたからだそうです。ひな祭りは時代とともに変化していて、近年はコンパクトでデザインも多様化したひな人形が増えてきています。

女の子の「桃の節句」や、男の子の「端午の節句」は、子供の健やかな成長と幸せを願う日本の伝統行事です。季節の節目に定着してきた様々な日本の伝統行事を大切にして、しっかりと次世代に繋げていきたいものですね。

(節)

委員長 逢坂節子  
副委員長 石田弘美  
委員 馬場龍彦  
委員 岩本幹兒  
委員 佐藤晃

【冬の積丹岳】